

「つなげ！紫紺の“たすき”」奨学金

～明治大学を目指す地方出身の皆さんへ～

明治大学校友会

会長 北野 大

明治大学校友会は、明治大学卒業生・教職員を中心とする組織で、母校の教育研究活動を支援し、会員相互の親睦を図ることを目的として活動をしています。

明治大学校友会では、「校友から明大生へ、襷（たすき）を繋（つな）ぐように、皆さんを応援したい」という願いをこめて、明治大学校友会「つなげ！紫紺の“たすき”」奨学金を創設しました。

この奨学金は、学費等以外にも生活費を必要とする地方出身者に奨学金を給付することにより、地方からの入学を促進することを目的とし、首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外、および離島に家族住所を有する明治大学学部入学者を対象としています。

地方から明治大学を目指す皆さん、奨学金で共に学びましょう。

【給付額（返還不要）】

入学年度 50万円、2年次以降は、毎年30万円（4年間で合計140万円）

※ ただし、毎年度継続要件に基づく審査を実施します。要件を満たさない場合には、奨学生の資格を失い、給付を受けることができません。

【募集人数】 毎年20名

【出願資格】

一般選抜（「学部別入学試験」「全学部統一入学試験」「大学入学共通テスト利用入学試験（前期・後期日程）」による新入学者のうち、首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外、および離島に家族住所を有する本学新生で自宅外通学をしている者。

※ 高校時代の学業成績は問いません。

※ 本学在学中に家族が首都圏へ転居した場合には、以降の奨学金給付を停止する場合があります。

※ 他の奨学金を受給している場合、本奨学金を受給できない可能性があります。

【受付期間・送付先】

(1) 提出方法 郵送（必ず、書留等の配達記録が残る方式で郵送してください）

(2) 受付期間 2024年6月8日（土）～6月13日（木）消印有効

※受付期間外の消印となっている願書は、選考対象外となります。

(3) 送付先 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 校友連携事務室

【出願方法】

以下の提出書類を指定された期間内に郵送で送付してください（送付先・受付期間は前述）。期間外の消印、必要書類不足の場合、奨学生選考の対象とはなりません。

- (1) 「つなげ！紫紺の“たすき”」奨学金申請書（全員）
 - (2) 「学外団体奨学金業務に係る個人情報の取り扱いについて」（全員）
 - (3) 本人および家族全員の「住民票」原本（全員）
提出日から遡って3ヶ月以内に発行したもので、世帯主・続柄が記載されたもの（本籍省略可・マイナンバーが記載された住民票は不可）。保護者が首都圏外に居住していることがわかるもの。父母のうちいずれかが単身赴任をしている場合は、単身赴任先ではない家族住所の住民票を提出してください。
 - (4) 父母両方の直近の「所得証明書（課税証明書）又は非課税証明書」原本（全員）
父母両方について、市区町村役場（税務署は不可）で発行される令和6年度（令和5年1月～12月の収入が記載されたもの）を必ず提出してください。地域により、書類の名称や書式が異なり、おおむね2024年6月上旬から発行可能となります。無職、専業主婦・主夫などで無収入の場合は非課税証明書を提出してください。また非課税証明書に記載の所得金額が0（ゼロ）と記載されていることが必要です（アスタリスク*または金額が無記入のものは不可）。
 - (5) 「所得税の確定申告書(控)」第一表・第二表の両方（第三表がある場合は第三表も必須）（該当者）
父母が確定申告をしている場合は必要です（両名とも申告している場合はそれぞれ必要）。
- (※) 上記(1)及び(2)の用紙は明治大学校友会ホームページ上にデータを掲載しています。各自印刷してご利用ください。 (<https://www.meiji-shikon.net/>)
- (※) 提出書類については、再提出または追加提出を求める場合があります。連絡は Oh-o!Meiji から行い、最初の連絡から1週間以内に書類の提出がなかった場合、選考の対象外とします。

【選考と奨学金の給付】

提出書類をもとに校友会が選考し、9月中旬まで（予定）に結果を文書で通知します。奨学金は1年分を10月中旬に振り込む予定です。また、毎年度の継続に係る審査は5月上旬頃に行います。

なお、選考に係る問い合わせについては一切お答えできません。

【「つなげ！紫紺の“たすき”」奨学生に採用となったら】

- (1) 学年末に、当該年度の成績表および1年を振り返った学生生活の報告書を提出してください。（ワード形式・A4判1枚・横書き・表題（自由）・氏名・学部学科・学年・組・番号・学生番号）
- (2) 校友会が主催するイベントや会合に、学業に支障のない限り参加してください。
- (3) その他、校友会と連携して、校友会活動へ協力してください。
- (4) 休学、退学する場合、除籍、大学から懲戒処分を受けた場合および奨学生として適当でないと判断した場合は、給付金の返還を請求します。留学、休学、退学等は必ず校友連携事務室に報告してください。

【継続要件】

- (1) 各年次所定の単位数※を修得し、かつ継続審査実施直近の学業成績がGPA2.2以上であること。

※【2年生（新学年）以上のみ該当】

下表の学業成績基準単位数以上の単位（卒業要件内のものに限る）を修得していること。

	法	商	政経	文	理工	農	経営	情コミ	国際日本	総合数理
2年	22	23	21	22	22	21	21	21	21	21
3年	44	46	42	44	44	42	42	42	42	42
4年	66	69	63	66	66	63	63	63	63	63

- (2) 2024年4月1日現在 原級生・在籍原級生・除籍者でないこと。【*2年生（新学年）以上のみ該当】
- (3) 2024年度休学者（休学予定者含む）でないこと。
- (4) 奨学生として相応しい学生であること。

【問い合わせ先】

明治大学 大学支援部 校友連携事務室 TEL:03-3296-4723